

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

| | | |
|---------|--|---------|
| 許認可等の名称 | 土砂埋立て等の許可 | |
| 根拠法令・条項 | 堺市土砂埋立て等の規制に関する条例第14条 | |
| 所 管 課 | 環境保全部 環境対策課 | |
| 審 査 基 準 | <p>申請に当たっては、事前相談等を要することとなり、詳細は規則の定めるところによる。</p> <p>○堺市土砂埋立て等の規制に関する条例 (許可の基準等)</p> <p>第14条 市長は、第9条の許可の申請があった場合において、当該申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときは、同条の許可をするものとする。</p> <p>(1) 申請者が、次のアからキまでのいずれにも該当しないこと。</p> <p>ア 第26条又は第27条第1項の規定に基づく処分（許可の取消しの処分を除く。）を受けた日から3年を経過しない者（当該処分による義務を履行した者を除く。）</p> <p>イ 第27条第1項（同項第2号及び第3号に係る部分を除く。）の規定により許可を取り消され、その取消しの日から3年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合にあつては、当該取消しの処分に係る堺市行政手続条例（平成8年条例第17号）第15条の規定による通知があつた日前60日以内に当該法人の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。以下同じ。）であつた者で当該取消しの日から3年を経過しないものを含む。）</p> <p>ウ 土砂埋立て等の事業に関し不正な行為をするおそれがあると認めるに足りる規則で定める相当の理由がある者</p> <p>エ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）又は暴力団密接関係者（堺市暴力団排除条例（平成24年条例第35号）第2条第3号に規定する暴力団密接関係者をいう。）</p> <p>オ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者で、その法定代理人（法定代理人が法人である場合にあつては、その役員を含む。）がアからエまでのいずれかに該当するもの</p> <p>カ 法人でその役員又は規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>キ 個人で規則で定める使用人のうちにアからエまでのいずれかに該当する者のあるもの</p> <p>(2) 申請者が、当該申請に係る土砂埋立て等を的確に、かつ、継続して行うに足りる資力を有しないことが明らかな者でないこと。</p> <p>(3) 第11条第1項の同意を得ていること。</p> <p>(4) 管理事務所を設置し、かつ、当該管理事務所に管理責任者を置くこと。</p> <p>(5) 土砂埋立て等が施工されている間における当該申請に係る埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害を防止するために必要な措置が図られていること。</p> <p>(6) 土砂埋立て等の最大堆積時及び完了時の埋立て等区域における土地及び土砂の堆積の形状並びに土砂埋立て等に供する施設の計画が、当該申請に係る埋立て等区域外への土砂の崩落、飛散又は流出による災害の発生のおそれがないものとして規則で定める形状及び構造上の基準に適合するものであること。</p> <p>(7) 当該申請に係る埋立て等区域からの排水の水質検査を行うために必要な措置が図られていること。</p> | |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 | おおむね2箇月 |
| | 標準処理期間を設定できない理由 | |